

～科研費基盤B基金化に伴う学内特例措置について～

令和6年度からの科研費基盤Bの基金化に伴う特例措置として、以下のとおり令和5年度中に先行して令和6年度に配分される科研費からの支出が可能となります。

以下の条件の予算について、経費精算払い（立替払い）に限り令和5年度中に令和6年度に配分される予定の科研費を先行して使用することが認められます。

○今回の対象課題：科研費基盤Bのうち、R5以前からの継続課題でR6交付分

○先行使用可能期間：当該課題の内定日（令和6年2月28日）～令和6年3月31日

執行にあたっては以下の流れでお手続きいただけますと幸いです。

- ① 先行して購入する必要がある物品等があれば、まず経費精算払い（立替払い）でご購入ください。
- ② 本学の財務会計システムへの入力及び立替金の精算ができるのは4月下旬以降となります。そのため、製品等を購入したら検収、検査を済ませた上でシステムへの入力可能になるまで、いったん領収書等、必要書類をお手元で保管願います。
- ③ 4月下旬以降システムへの入力可能となりましたら、経費精算申請書を作成し、必要書類とご一緒に経理課にご提出ください。

【諸注意】

- ・本件は特例的な措置のため、先行しての予算執行は研究遂行上必要な場合のみに限定願います。
- ・お手数ではございますが、本特例を使用した案件については、そのことが分かるよう別途クリアファイル等で分けて経理課にご提出いただけますと幸いです。

担当：経理課学部等担当係